前橋空襲と復興資料館の設置及び管理に関する条例の制定について(議案 第129号)

文化国際課

1 制定の理由

前橋空襲の実情と復興の歩みに対する市民の理解を深め、平和を希求する思いを 風化させず後世へ伝承し、もって平和な社会の発展に寄与するため、前橋空襲と 復興資料館を設置する。

2 主な内容

(1) 名称及び位置

名称	位置
前橋空襲と復興資料館	前橋市南町三丁目62番地1

(2) 前橋空襲と復興資料館が行う事業

- ア 前橋空襲及び復興等に関する資料の収集、保管並びに展示に関すること。
- イ 前橋空襲及び復興等に関する調査並びに研究に関すること。
- ウ 前橋空襲等における戦争体験の継承に関すること。
- エ その他資料館の設置の目的を達成するために必要な事業
- (3) 入館料

無料とする。

3 施行期日

市規則で定める日